

2019年9月13日

異議申出人 [REDACTED]
上記代理人 山中理司 殿

日本弁護士連合会

会長 菊地裕太郎

異議申出事案の決定について（通知）

下記事案につき懲戒委員会の議決に基づき決定したので、決定書謄本を添えて通知します。

記

本件事案番号： 2019年懲(異)第15号

決 定 書

愛知県名古屋市 [REDACTED]

[REDACTED]
異議申出人 [REDACTED]

[REDACTED]
上記代理人弁護士 山中理司

[REDACTED]
兵庫県弁護士会所属弁護士

[REDACTED]
対象弁護士

[REDACTED]
(登録番号 [REDACTED])

異議申出人の申出に係る対象弁護士についての2019年懲(異)第15号異議
申出事案について、日本弁護士連合会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

理 由

本件異議の申出について懲戒委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士
法第64条の5第5項の規定により、主文のとおり決定する。

2019年9月12日

日本弁護士連合会

会長

菊地 裕太郎

2019年懲(異)第15号[兵庫県弁護士会平成30年(懲)第2号]

議 決 書

愛知県名古屋市

異議申出人

上記代理人弁護士 山中理司

兵庫県弁護士会所属弁護士

対象弁護士

(登録番号)

主 文

本件異議の申出は、棄却するを相当とする。

理 由

異議申出人の対象弁護士に対する本件懲戒請求の理由及び対象弁護士の答弁の要

旨は、いずれも兵庫県弁護士会懲戒委員会の議決書に記載のとおりであり、同弁護士会は同議決書記載の認定と判断に基づき、対象弁護士を懲戒しないこととした。

本件異議の申出の理由は、要するに、前記認定と判断は誤りであり、同弁護士会の決定には不服であるというにある。

当委員会が、異議申出人から当委員会新たに提出された証拠も含め審査した結果、同議決書の認定と判断に誤りはなく、同弁護士会の決定は相当である。

よって、本件異議の申出は理由がないので棄却するを相当とし、主文のとおり議決する。

2019年9月9日

日本弁護士連合会懲戒委員会

委員長

委員

委員



これは決定書の謄本である

2019年9月13日

日本弁護士連合会

事務総長 萩 田

優

